

令和2年第1回・第2回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和2年第1回定例会提言の方向性について

前回（6月16日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業について

I 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」～子どもの貧困対策～令和2年度の取組について

提言の方向性	
①	各課の事業としての目標設定に加え、プロジェクト全体としてのSDGsの目標設定が必要である。区としてのプロジェクトの考え方や子どもの貧困対策としての視点を職員だけでなく、現場で実務を担うボランティア等にも周知することや、現在の多面的な評価に加えてプロジェクト全体のPDCAの仕組みを構築し、課題を分析することで、より効果的に事業を推進していくべきである。
②	子どもを守るためにはまず母親を守る必要があるため、母親支援に関する事業をより充実させることが重要である。(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、母親支援の視点を位置付け、関連事業を開始すべきである。また、保健師のみならず子育てのスキルを持つ人材を活用して、いたばし版ネウボラを更に推進させることや、積極的な多胎児支援に取り組むことが必要である。
③	ひとり親家庭の状況は多様化しているため、実態に合った支援を検討すべきである。また、離婚後の支援については取組みが進められてきているが、離婚前の支援についても、区として課題を整理する必要がある。一例として、児童手当の受給に関しては、離婚する前段階の家庭への支援は、弁護士が関わっている等、離婚を協議しているかということを確認できることが前提となっているが、その確認ができるケースばかりではない。区としてどのような支援ができるか検討していくべきである。
④	虐待の発生予防のためには、要保護児童対策地域協議会において、重篤な児童虐待事件についての分析・検証をより充実させるべきである。また、要保護児童のみならず広く虐待の予兆を発見する機会の拡大や、母親と子どもだけでなく家族全体の状況を把握することも重要であるため、他の家族も参加できる開かれたイベント等を実施すべきである。
⑤	児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトを実施するにあたっては、支援を通じて利用者の実態を基に板橋区特有のニーズを把握し、次の支援につなげていくことが重要である。また、住宅確保要配慮者への支援において児童養護施設卒園者の枠を設ける等、現在の児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトによる支援だけでなく、より幅広い支援を可能とする仕組みをつくるべきである。
⑥	地域での子育て支援を推進するためには、各関係団体への支援や、地域との連携を進めることが重要である。現在社会福祉協議会を通して行われているフードドライブの推進に、地域センターと子どもの居場所団体が直接行うことを加えるなど、顔の見える関係づくりを進め、連携拡大に向けて取り組むべきである。

Ⅱ 板橋区における障がい児の支援について

提 言 の 方 向 性	
①	障がい児支援にあたっては、障がい児を持つ保護者への支援が不可欠である。専門家や障がい児を育てた経験のある保護者からアドバイスを受けられるような機会の創出や、レスパイトに関する事業を充実させることで、保護者の負担を軽減させるべきである。
②	生涯を通じた切れ目のない支援を実現していくためには、身近な地域で適切な支援を受けられるように、医療と療育、保育等も包括した地域包括ケアシステムの構築について研究を進めるべきである。また、障がいのある人は、自分自身のことについて説明することが難しい場合もあるため、支援記録が重要である。学校、事業所等支援に関わる各機関が連携し、乳幼児から老後までの支援記録の引継ぎをすべきである。
③	障がい児支援の基本姿勢として、誰一人取り残さないSDGsの視点を持ち、切れ目のない支援体制を構築することが必要である。その実現に向けて、学校と医療機関や放課後等デイサービスなど、各関係機関との連携が不可欠である。また、医療的ケア児の保育園、幼稚園、小学校の受入れを実現するために、看護師の配置等、国の補助制度の利用を検討すべきである。
④	子どもの発達に不安や心配がある保護者が、気軽に相談できる窓口が必要である。はじめに健康福祉センター、児童館、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センター等身近な窓口で相談を受け付け、子ども発達支援センターや、教育支援センター心理・言語専門相談につなげていく仕組みを明確にすべきである。

Ⅲ 板橋区における不登校対策について

提 言 の 方 向 性	
①	不登校の状況を改善するためには、不登校の原因を把握して分析を進める必要がある。当事者である児童・生徒の声や現場の教師の声を取り入れて、仕組みづくりを行うべきである。また、学校においては、授業に対する工夫等、児童・生徒が学校に通うことが楽しいと感じられるような取り組みを検討すべきである。
②	不登校の児童・生徒の居場所や友達づくりができるイベントを実施するべきである。実施にあたっては、学校や教育委員会だけが主体となるのではなく、区の各所管、民間のNPOやフリースクール、地域等と連携し、より幅広い支援につなげるべきである。
③	不登校については状況改善についての対策のみならず、初期対応・未然防止についての対策も、より検討を進める必要がある。専門的に初期対応・未然防止ができる機能をフレンドセンター等に持たせ、児童・生徒、保護者が孤立してしまうような状況をつくらないように、一人ひとりに寄り添った個別支援を充実させるべきである。また、児童・生徒が自発的に悩みを相談できるような、学校における環境づくりもより進めていくべきである。
④	不登校の児童・生徒の不安や悩みは多様であるので、教室への復帰のみを目指すのではなく、幅広い支援を想定した不登校対策ができるようにマニュアルの再点検を進め、各学校で活用されるようにしっかりと周知する必要がある。また、学校内に教室以外でも居続けられる居場所を整備すべきである。
⑤	不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や社会参加につなげるためには、不登校期間の学習に関する支援が重要である。自宅で学習した期間についても登校日数として認定することや、進路指導等受験対策において、学校間で格差が生じないように、教育委員会として取り組みを検討すべきである。また、導入されるタブレットや通信環境を十分に活用し、オンラインでの授業や相談の実現に向けた取り組みを進めるべきである。

(2) 令和2年第2回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（6月16日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務 児童相談所設置市の事務について

意見概要		提言の方向性	
①	設置市事務の引継ぎにあたっては、児童相談所設置先行3区と東京都との引継ぎ資料から全体を把握したうえで、板橋区の実態に合うように調整をしていくべきである。そのためには、引継ぎ及び情報収集を早急かつ的確に行うべき。(内田委員)	1	事務の引継ぎにあたっては、児童相談所設置先行3区と東京都との引継ぎ資料から全体を把握したうえで、板橋区としての方向性を明確にし、実態に合うように進めていく必要がある。
②	事務全体を児童相談所開設準備課が集約して引き継ぐのではなく、東京都の担当課から板橋区の担当課が直接引き継ぐことができる体制を東京都に求めるべき。(南雲委員)		
③	東京都の現状をそのまま引き継ぐのではなく、板橋区としてどのようなモデルが理想なのかを明確にしたうえで検討を進めるべき。(間中委員)		
④	該当する施設がない等の理由により児童相談所開設後すぐに発生しない事務と、児童相談所開設と同時に発生する事務を整理し、人員配置及び執務スペースの確保について、精査する必要がある。(竹内委員)	2	児童相談所設置市の事務については、現段階から準備できる内容もある。早急に各事務の詳細な内容を整理し、スケジュールを明確にしたうえで検討を進めるべきである。また、人員配置及び執務スペースの確保についても、各事務の内容について整理したうえで、児童相談所設置市の事務のほかに、各所管が取り組んでいるプロジェクトや課題等を考慮して、精査すべきである。
⑤	人員配置に関しては、児童相談所設置市の事務の他に、各所管が取り組んでいる大きな区政課題、プロジェクト等も考慮したうえで検討するべきである。財政面においては、引き続き東京都や国に求めるべき。(南雲委員)		
⑥	児童相談所設置市の事務の検討にあたっては、準備期間に行うことと、開始可能時期とを整理する必要がある。里親に関する事務等、児童相談所設置を待たずに現段階から準備できることもあるので、スケジュール感を明らかにして、検討を進めるべき。(井上委員)		
⑦	児童相談所の援助決定プロセスを外部から見えやすくするために、児童福祉審議会の設置に関する事務については、透明性・公開性が重要である。また、実際の審議会の運営がどうあるべきか広く議論が必要である。(竹内委員・間中委員)		
⑧	児童福祉審議会の透明性に関しては、個人情報や、取扱に注意を要する情報も入ってくる可能性があるが、審議会のなかで、事案をどのように取扱い、答申に至ったのかという過程については、区議会、委員会にも公開すべき。(山田貴之委員)	3	児童相談所の運営にあたり、児童福祉審議会は非常に重要な役割を担うため、委員の構成や運営について、十分に検討していく必要がある。 また、児童相談所の援助決定プロセスをわかりやすく示すために、児童福祉審議会の設置に関する事務については、個人情報等の取り扱いに十分留意したうえで、透明性・公開性を確保すべきである。
⑨	児童相談所の運営にあたり、児童福祉審議会は非常に重要な役割を担う。区全体のなかでの役割を把握し、人員や進め方について議論を深めるべき。(南雲委員)		
⑩	板橋区としての社会的養護のあり方について、特に検討が必要である。(竹内委員)		
⑪	児童相談所だけに事務を集中させるのではなく、児童相談所を一つの発信基地として、関係機関や地域が相互に補完する体制を整備すべき。そのために、家庭養護に関する取組みについても、より深掘りしていくべき。(なんば委員)	4	板橋区としての社会的養護のあり方を検討し、児童相談所だけに事務を集中させるのではなく、関係機関や地域が相互に補完できる支援体制を整備すべきである。また、里親などの家庭養護推進のための取組みも進めていくべきである。